

説明会でのQ&Aについて

- ・令和8年1月14日、20日、28日に開催したサポーター向けの説明会で
ご質問のあった項目について、Q&Aを作成しました。

質問	回答
事務所がある市内を起点として活動する事業者がサポーターに登録した場合、市外の物件相談にも対応しなければならないのでしょうか。	県は、サポーター(事業者)が受けた相談に関して介入することではなく、サポーターの活動要件にも事務所がある市外の対応を求めていますので、通常取引同様に対応可否の判断をしていただければと思います。
県のホームページ等を見た空き家所有者から相談依頼を受け、その後、売買仲介で売却が成功した場合、県に対して手数料の支払いは発生しますか。	県は、サポーター(事業者)が受けた相談や取引に関して介入することはありませんので、県への支払いは発生しません。
県主催の空き家相談会のようなものが開催される場合、サポーター相談員として参加しなければならないのでしょうか。	相談会への参加は義務ではありません。 県が相談会を開催する場合や、市町村が相談会を開催する場合などに、サポーターに相談員として参加を依頼することがありますので、その際はご協力ください。
設立したばかりの法人は、どのような添付書類が必要でしょうか。 また、実績や経験欄について、どのように記載すればいいか教えてください。	登録申請書と定款、県税の未納であることの証明書をご提出ください。 県税の「未納であることの証明書」について、申請前に予め申請に必要な書類を最寄りの地域振興局県税部に確認し、発行手続きをしてください。 (法人の履歴事項証明書(又は現在事項証明書)が必要となる場合があるため)
登録が可能な法人は、新潟県内の法人個人のみでしょうか。	新潟県内の空き家について、実績・経験がある法人を対象としていますので、県外の法人も登録が可能です。実績・経験の判断に迷う場合は県にご相談下さい。
迷惑メール対策のため、メールアドレスを県ホームページに掲載するのを控えたい。会社のホームページの問い合わせページ等を登録することも可能か。	登録申請書のメール欄に会社のホームページをご記入ください。 ※電子申請の場合は、メールアドレスを入力する形式となっておりますので一旦は入力いただき、お手数でも電子申請した後に、会社のホームページに変更する旨を県にメール(ngt160010@pref.niigata.lg.jp)で連絡してください。
登録申請の申込期限などはありませんでしょうか。	期限は設けておりません。随時受け付けております。
登録申請後、登録可否の決定通知までの期間はどのくらいでしょうか。	申請状況にもよりますが、概ね1か月程度を見込んでください。